## 〈研究ノート〉

# 常光寺と地蔵信仰

―「常光寺縁起」の分析を中心に-

## はじめに

信仰で有名な寺院として広く知られている。(常光寺は、大阪府八尾市にある臨済宗南禅寺末の寺院であり、地蔵

がりを考える上でその所在地であった八尾の特質は注目される。しかがある。河内国において安堵状が現存している寺院は常光寺を除くと、中央権力との密接な関係を有していた観心寺、金剛寺のみであっと、中央権力との密接な関係を有していた観心寺、金剛寺のみであっと、中央権力との密接な関係を有していた観心寺、金剛寺のみであっと、中央権力との密接な関係を有していた観心寺、金剛寺のみであった、中世における常光寺の特質のひとつに、将軍足利義満の保護一方、中世における常光寺の特質のひとつに、将軍足利義満の保護

# 橘 悠 太

明確な論証が得られていない。し、常光寺と中央権力との関係について、八尾地域との関連性からは

加えることは有効であるようにおもわれる。
力者との関係を解明する手法のひとつとして、地蔵信仰を軸に考察を現在に至るまで常光寺と地蔵信仰は不可分の関係にある。常光寺と権常光寺の創建は藤原盛継と地蔵菩薩像との縁を出発点としており、

案(全文)について末尾に掲げたので、適宜参照されたい。 に論をすすめる。なお、「常光寺縁起」写真(巻頭・巻末部分)・翻刻に論をすすめる。なお、「常光寺縁起」写真(巻頭・巻末部分)・翻刻について地蔵信仰との関係より検討する。特に、常光寺の創建や地以上の点を踏まえて本稿では、創建期の常光寺と中央権力との繋が

## 第一章 常光寺の創建

察することは必要不可欠な課題であろう。た。常光寺と地蔵信仰の問題を考える上で、常光寺の創建について考だ。常光寺は創建より現在に至るまで地蔵信仰によって支えられてき

を解明した。この小谷氏の研究によって、常光寺研究の学術的水準は が初めて明らかになった。ただし、時代の異なる縁起や由緒書の記述 が初めて明らかになった。ただし、時代の異なる縁起や由緒書の記述 が間題点もあった。その『八尾市史』の問題点を指摘したのが小谷利 た問題点もあった。その『八尾市史』の問題点を指摘したのが小谷利 た問題点もあった。その『八尾市史』の問題点を指摘したのが小谷利 た問題点をあった。その『八尾市史』が表に不正確な部分が存在するといっ を同一視して纏めているため、内容に不正確な部分が存在するといっ た問題点を指摘したのが小谷利 た問題点を指摘したのが小谷利 に関わる史実がどのように形成されていったのか 検討し、常光寺の歴史について扱ったものとして、まず『八尾市史』があげ

飛躍的に高まったといえる。

が非常に少ないことも、 光寺が禅宗寺院になったのは天文年間(一五三二~一五五五) 史料の残存状況が背景にあった。また、現在南禅寺派に属している常 が常光寺に所蔵されている史料=内部史料でしか説明できないという 史について深く言及されてこなかった要因として、常光寺創建の歴史 常光寺に所蔵されている最古の縁起「常光寺縁起」内の記述とが一致 は必ずしも瞭然とはなっていない。『大阪府 の寺外史料を用いて創建期における常光寺及び地蔵信仰の様相を再検 ひとつであろう。そこで本章では、 は不明な点が多い。このように当該期の寺院史料から探し出す手掛 あり、創建期の常光寺がどのような宗派と関係していたのかについて することで、常光寺の創建を裏付けている。これまで常光寺創建の歴 をもつ常光寺蔵鰐口に彫刻されている「檀那又五郎大夫」と、同じく 查報告書 方で、『八尾市史』や小谷氏の研究等において常光寺創建の歴史 (目録)』では、嘉慶二年(一三八八)三月二十四日の年紀 創建期の常光寺の歴史が判然としない 常光寺創建期にあたる南北朝後期 八尾市内寺院古文書調 以降で

討する。

# 一、観智院賢宝と常光寺

潅頂略記] 赴き、 教類が伝来しているが、その中に賢宝が用いていた具注暦と自筆日記 当時貴重な資源であり、反故になった文書等の裏を料紙として利用さ 業の中心として活躍したのが観智院杲宝やその弟子賢宝であった。 が聖教類の紙背として残っている。次にあげる史料は、 れることがあった。現在、東寺や観智院には賢宝が書写した膨大な聖 宝が観智院の院主となっていた。賢宝も師杲宝と同様に様々な寺院へ せた東寺僧らによって聖教書写事業がはじめられた。そして、その 内乱で東寺は荒廃しており、 う院家が現存している。観智院の特徴には観智院金剛蔵聖教とよばれ 東寺僧の杲宝によって延文四年(一三五九)に創建された観智院とい 五月十日~十六日条である。 大部分は杲宝とその弟子賢宝によって蓄積されたものである。 る貴重な聖教類が伝来されていることが挙げられるが、この聖教類の 現在、 常光寺創建期にあたる南北朝後期には既に杲宝は入滅しており、 精力的に聖教を書写・収集している。聖教の書写に必要な紙は 京都市南区九条町にある真言宗総本山・東寺伽藍の一 の紙背に記されていた賢宝日記の至徳四年(一三八七) 聖教類の散逸という状況に危機感を募ら 『相国寺結縁 南北朝

十日 廻;礼不動堂; 宿;高野西谷庵室

十一日 壇上奧院等巡礼 卒塔婆一基造立供養行」之

十三日 参|...詣根来伝法院,...廻礼了 過|...円融寺,.到着 八尾地蔵堂十二日 参|...詣壇上御新堂, 退下新山宿 粉河施音寺巡礼

## 小木宿了

十四日 住吉本宮参詣 八尾地蔵堂巡礼了

十五日 宿,善法寺, 長老対面

十六日 帰…東寺 沐浴了

ていたようである。賢宝の参詣ルートは次の通りになる。 この史料によると、賢宝は至徳四年閏五月十日より高野山へ参詣し

寺観智院】→「八尾地蔵堂」→「善法寺」(石清水八幡宮善法律寺)→東社)→「八尾地蔵堂」→「善法寺」(石清水八幡宮善法律寺)→「根来伝】(根来寺)→「小木」(和泉国近木荘)→「住吉宮」(住吉大法院」(根来寺観智院→高野山諸施設→「粉河施音寺」(粉河寺)→「根来伝

# 二、円明院深誉と常光寺

ここで、もう一点史料を取り上げたい。建武元年(一三三四)にお

された奥書である。 こなわれた東寺五重塔婆再興供養会の記録『東寺塔供養記』下巻に記

H 之間、十九日立、 興福寺・東大寺巡礼宿、廿七日還 住醍醐 堅抑留之間逗留、 廿三日、壺坂号南法花寺・橘寺・多武峰・長谷寺等巡礼宿、 寺御庵室寄宿元百日参籠坊也、 可,,逗留,之由、頻雖,有,,懇望,、廿一日高野御影供結緣之料参詣 州岡本吉祥寺下着、同十八日、 明徳三年世三月十七日、高野参詣、自 其夜空也堂、廿日、 釜口巡礼、内山参着、奉」謁,,西輪院僧正光賢,閑談、 河州八尾地蔵・誉田八幡宮・太子叡福寺御廟 本堂・灌頂堂等、 秃、越:不動坂:、高野山参着、 天王寺東門村荇田遮那院下着、 (中略) 心閑拝見、 |醍醐山円明院 廿二旦、 (中略) 下二向古瀬 立 西谷勧修 廿 廿五日 其日 子日 廿四 -宿 暫 摂

法印権大僧都深營

五月九日

の参詣ルートは次の通りである。

の参詣ルートは次の通りである。

の参詣ルートと南北朝期の巡礼施設がこれにより判明する。深誉の参詣ルートと南北朝期の巡礼施設がこれにより判明する。深管四年(一三八七)より五年後の明徳三年(一三九二)の記録である。四年(一三八七)より五年後の明徳三年(一三九二)の記録である。

山諸施設→奈良中部諸寺社→南都周辺寺院→醍醐寺円明院】・誉田八幡宮・叡福寺・空也堂→「禿」(学文路)→不動坂→高野【醍醐寺円明院→「摂州岡本吉祥寺」→四天王寺→「河州八尾地蔵」

由して高野山へ向かっている。この史料では「河州八尾地蔵」と記さ賢宝の参詣ルートとは異なり往路は四天王寺から河内の諸寺社を経

トの位置情報から「河州八尾地蔵」は常光寺を示している。れているが、賢宝の参詣記録と同様に明徳三年という時期・参詣ルー

仰への名声は極めて高いものであったといえる。
寺社と共に巡礼地として設定された点から、創建当時の常光寺地蔵信ける常光寺の存在を立証することができた。創建間もない常光寺が大以上、寺外の史料、主に真言密教僧の高野参詣記録より創建期にお

宗との関係も念頭に置く必要があろう。

宗との関係も念頭に置く必要があろう。

宗との関係も念頭に置く必要があろう。

宗との関係にあったことから、賢宝や深誉にも律宗との接点があっていたのか示唆するものであり、彼らが常光寺を訪れた背景として律密接な関係にあったことから、賢宝や深誉にも律宗との接点があっていたのか示唆するものであり、彼らが常光寺を訪れた背景として律でいたのか示唆するものであり、彼らが常光寺を訪れた背景として律にいたの対象を表

# 弗二章 「常光寺縁起」について

常光寺には、応永六年(一三九九)の奥書をもつ常光寺最古の縁起 「常光寺縁起」(以下、「縁起」と表記する)が現存する。従来の研究 では、「縁起」の書体は近世と推定されているが、内容については詳 なって創建期常光寺の存在が確認された以上、「縁起」の内容につい ても再検討する必要があるとおもわれる。本章では、「縁起」の内容につい ・内容を紹介するとともに、「縁起」の信憑性について考察を加えた ・内容を紹介するとともに、「縁起」の信憑性について考察を加えた い。

# 一、「常光寺縁起」の構成と内容

構成と簡略な内容は次の通りである。 「縁起」全文は序文及び十七箇条の全十八箇条で構成されている。

護代の兵士によって警護されている。守護代某)が桟敷を構え、「諸権門」が馬を引き、寺の「郭外」は守ついての記述。上棟式は「国方」(河内国守護代遊佐国長もしくは小の紀述。上棟式は「国方」(河内国守護代遊佐国長もしくは小

周辺の住人が儀式へ参加した。 式についての記述。檀那藤原盛継や「東西両郷耆老」といった常光寺式についての記述。檀那藤原盛継や「東西両郷耆老」といった常光寺系地蔵堂への地蔵菩薩像安座

果、至徳三年九月十七日に常光寺へ移される。社を勧請するため、「公家」に奏上し、「衆徒」と協議する。その結社を勧請するため、「公家」に奏上し、「衆徒」と協議する。その結(第三条) 常光寺の鎮守殿に関する記述。吉野金峯山寺の子守・勝手

堂を建立した。新堂寺供職は「東西両郷之釈衆」へ分配された。 「仏閣供職幷寺領田園等」を買い取り、 (第四条) 常光寺阿弥陀堂と八尾新堂寺についての記述。新堂寺の 堂舎を整地して常光寺阿弥陀

小野篁が地蔵菩薩の右側へ安置されている由来についての

記述。小野篁と十王(閻魔王・宋帝王)の垂迹が記される。

地蔵信仰により寄進した地蔵菩薩像であった。 脇侍に多聞天・持国天が配される。その本尊は「通玄東堂」が自身の 月十七日に常光寺の卒塔婆が造られ、塔婆の本尊として地蔵菩薩像! 常光寺の卒塔婆についての記述。康応元年(一三八九)八

によるものであった。 (第七条) 足利義満についての記述。常光寺という題額は義満の自筆 康応元年十月廿二日には、 義満が常光寺を訪れ

婆へ移された。 の本尊にしたいという「通玄東堂」の意向によって小地蔵堂から卒塔 地蔵菩薩像を寄進する。その後、寄進した地蔵菩薩像を常光寺卒塔婆 ており、本尊である地蔵菩薩像が新殿に移された後、この堂に新しい (「草堂」) についての記述。 「通玄東堂」がこの小地蔵堂を篤く信仰し (第八条) 常光寺の地蔵菩薩像が最初に安置されていた小地蔵堂

所についての記述。 (第九条) 聖武天皇の時代に、行基によってつくられた常光寺内の廟

養会についての記述。 て造られた「本堂一宇」・「塔婆一基」・「阿弥陀堂一宇」・「根本地蔵廊 一字」・「鎮守一社」・「坊舎一字」といった常光寺諸施設の「造功 明徳二年 (一三九一) 供養会の導師は西琳寺長老が勤めた。 九月廿四日におこなわれた常光寺供 七年かけ

は藤原盛継の手腕によるものであった。

常光寺の檀那は平五大夫国継へと継承される。 する。そして明徳元年(一三九〇)八月十四日に六十四歳で帰寂し、 位を与えられ、 - 当庄郷民新治西郷高田堂」の住人であった。北朝から「大夫」の官 (第十一条) 「保寿菴」の「貞西堂」より衣鉢を授けられ、「明有」という号に改名 常光寺創建に尽力した藤原盛継についての記述。 室町幕府からは「乗馬之礼」を許可された。 晩年は 盛継は

についての記述 国継の功績及び応永二年~五年(一三九五~九八)までの常光寺修造 (第十二条)~(第十七条) 藤原盛継の死後、常光寺檀那となった大夫

寺 る。 等の中央権力やその周辺と密接な関係を結び急速に発展している点は にみえる常光寺創建の経過をを時系列に整理したものが〔表1〕であ 注目されよう。 は小守護代と推定される「国方」や河内国の有力寺社であった西琳 廿二日に報賽のため基国が下向したことによって名声が諸国に広まっ は荒れ果てた「一草堂」に過ぎなかった。それが至徳二年夏頃、 る。そのため、記述内容に前後している部分が見受けられる。「縁起」 た。その後、常光寺は畠山基国との関係を契機として、守護代もしく 国守護畠山基国の頭痛を平癒させたとして寺領が安堵され、同年七月 った造営記録等が存在し、それらの史料から抄出した結果と考えられ 会等の日付が正確に記されている点がある。これは「縁起」の元とな 以上が「縁起」の概要である。この縁起の特徴としては、 「通玄東堂」(この人物については第三章で後述)、 (序文) にあるように、藤原盛継が細々と信奉していた小地蔵堂 将軍足利義満 造営・法 河内

[表1]「常光寺縁起」にみえる常光寺諸施設の造立経過

和暦	西曆	内容	
応安~永和年間	1368~79	この頃、藤原盛継、小地蔵堂(「草堂」)を信奉。	
康暦元年春	1379	八尾東西両郷において疫病が流行するが、地蔵菩薩の霊験によって盛継は平癒 する。	
至徳二年孟夏	1385	盛継、守護畠山基国の頭痛を祈祷によって治癒する(常光寺領の安堵)。	
同年 七月	″	畠山基国が病気治癒の御礼として参詣(常光寺が全国的に有名となる)。	
至徳三年二月	1386	小地蔵堂に替わり、常光寺の新地蔵堂を建立。	
同年 九月	″	常光寺へ吉野子守・勝手社の崇神鏡が移される。	
同年 十月	"	新地蔵堂上棟式(「国方」・「諸権門」臨席)。	
同年 十一月	"	新地蔵堂地蔵菩薩像安座式 (導師:「賢快」)。	
嘉慶二年三月	1388	鰐口の鋳造。	
康応元年八月	1389	卒塔婆造立 (願主:「通玄東堂」)。	
同年 十月	"	足利義満、参詣。	
康応~明徳年間	1389~90	盛継、保寿庵貞西堂より衣鉢を授けられる。	
明徳元年八月	1390	常光寺檀那藤原盛継、帰寂。	
明徳二年九月	1391	常光寺供養会(導師:「西琳寺長老」)。	
応永二年~五年	1395~98	楼門・築地・鐘・鐘楼・門前橋・浴室・閻魔像が完成。	
応永六年正月	1399	「常光寺縁起」が成立。	

史料の残存状況の問題から「縁起」 寺縁起応永六己卯辰正月二十四日記」之」と記されている。 しかし、 内容はいつ頃記されたものであったのか。「縁起」巻末には 「縁起」の書体が近世であることや、 前節でみたように様々な情報を提供する「縁起」ではあるが、その の内容についての検討は保留され 前章で述べたように常光寺関連

「右常光

比較することで、記述の信憑性について考察する。

てきたようにおもえる。本節では、「縁起」の内容を当該期の史料と

する状況にあったことは「縁起」が記す通りである。 逃すことはできない。常光寺の前身であった新堂寺では、 よる「昼夜勤行」がおこなわれている。聖道とは自力による修行を重 供養会への西琳寺長老の招請など、 鎌倉後期に活躍した律僧導 南北朝後期に新堂寺を悉く 「正道」に

また、

常光寺と律宗との関係を考える上で、

(第四条)

の記述は

見

一、「常光寺縁起」

御による勧進拠点のひとつとなっている。 僧集団を指すものとみられ、新堂寺は元々顕密系寺院であり、 視する聖道門を意味しており、 きかった。新堂寺の前にあった新泉寺は、 団も住してはいたが、以前からいた顕密僧集団が寺院の主導権を握っ 「買得」した後、 には、この地域が鎌倉後期より律宗の活動基盤となっていたことが大 ていたとみられる。このように新堂寺に律僧集団が流入していた背景(窓) 「排」していたとある。 「常願寺僧」は不断勤行をおこなっていた顕密 たと推定される。その直後の記述には、「常願寺僧」が 顕密僧集団が保有していた「供職」の再分配・再編 顕密系の僧侶集団が新堂寺に住してい 律僧集団が顕密僧集団を圧倒 「律歴』を 律僧集

(序文)の記述二点・(第七条)の記述一点の計三点である。り、外部史料と比較できる箇所は限られている。本稿で検討する点は「縁起」の記述内容は常光寺を主としているため極めて限定的であ

仰の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。 中の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。 中の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。 中の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。 中の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。 中の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。 中の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。 中の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。 中の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。

という「縁起」の記述も史料と一致している。 こなわれており、康暦元年春に畿内を中心として疫病が流行していた 年五月には朝廷において「天下病事」に対処するため四角四界祭がお 年五月には朝廷において「天下病事」に対処するため四角四界祭がお のいての記述である。『後愚昧記』康暦元年正月十八日条によれば 一三七九)春の疫病流行に

起」が義満の生前に使用されていたと推察することもできよう。る「縁起」は他の縁起類・由緒書とは一線を画すものであった。「縁蔵されている縁起類・由緒書の多くが「鹿苑太上天皇」等の諡号を用いてい 三点目は、(第七条)の足利義満に関する記述である。常光寺に所三点目は、(第七条)の足利義満に関する記述である。常光寺に所

目される。「右大将」は朝廷の官職である右近衛大将のことを指してまた、義満の官職の中で「右大将」の兼任を強調していることは注

たのであったといる。将軍が右近衛大将へと任じられるのは源頼朝以来のことであり、武家にとって右近衛大将へを任じられるのは源頼朝以来のことであり、武家にとって右近衛大将へを任じられるのは源頼朝以来のことでが、 
表演の拝賀を質・規模共に越えた盛大な儀式を挙行することにより、頼朝の拝賀を質・規模共に越えた盛大な儀式を挙行することにより、頼朝以来の存在、頼朝を超越する存在として当時の人々の記憶に刻まれたことは想像に難くない。「縁起」では「幕下」(将軍)が「顕職」を兼ねるのは「建久之往」(頼朝)以来であると記す。「縁起」における義満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる義満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる表満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる表満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる表満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる表満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる表満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる表満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる表満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといる表演の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといいます。

あり、 導御のかつての活動拠点に、 中央権力からの保護に加え、 はないとおもわれる。 ったことも確認できた。勧進活動の背景に地蔵信仰があったとされる(33) 権力とその周辺の姿、常光寺の前身寺院の時代より律宗との関係があ 細に分析することで、常光寺成立における重要な役割を果たした中央 料として信用に足るものであった。また、「縁起」の内容について詳 と考えられる。「縁起」の内容は、 性に欠ける部分を除けば、常光寺創建期の南北朝後期~室町前期の史 起」の記述は、造営・法会等の日付が詳細に記されてることが特徴で した記録を元にそこから抄出して構成されたものが「縁起」であった 以上、「縁起」の内容を考察し、その信憑性について検討した。「縁 当時の史料と一致する箇所も確認できた。常光寺創建期に成立 地蔵信仰の発生・発展には従来指摘されてきた 地蔵信仰が発生したことは単なる偶然で 河内地域の律僧の関与が想定されるので 小野篁・行基の伝承など一部信憑

# 第三章 中央権力と常光寺

等等する。 章では中央権力と常光寺との接点について、「縁起」の記述を中心に 寺が中央権力から保護を得た背景については未だ不明な点が多い。本 ことは、当時の史料や「縁起」の内容から確認できた。ただし、常光 の関連期において常光寺の地蔵信仰が中央にまで広がりをみせていた

# 、「常光寺縁起」の登場人物

係があったと言及するにとどまっている。「縁起」内において、中央権力と常光寺の関係について記されている事項は足利義満との関係について記されているのに記述で構成されている。しかし、義満と常光寺との関連性についてのに記述で構成されている。しかし、義満と常光寺との関連性についてのに記述で構成されている。しかし、義満との関係について記されている的に記述されている事項は足利義満との関係について記されている係があったと言及するにとどまっている。

成されたものである。そこには地蔵信仰についてのみ記され、義満とつ勧進帳は前年の大地震で被害をうけた常光寺の復興を目的として作る書においても同様であった。永正八年(一五一一)六月の年記をもいれていても同様であった。永正八年(一五一一)六月の年記をもいれていたのであるが、その当時の状況に応じて縁起目的として用いられていたのであるが、その当時の状況に応じて縁起目的として用いられていたのであるが、その当時の状況に応じて縁起目的として用いられていたのである。そこには地蔵信仰についてのみ記され、義満との対

起」の登場人物に着目した。

起」の登場人物に着目した。

をっていた永正年間の状況を示したものと考えられる。縁起内に登場なっていた永正年間の状況を示したものと考えられる。縁起内に登場よって既に足利将軍家の威光は勧進活動に影響を与えるものではなくの関係については一言も述べられてはいない。これは将軍職の失墜に

結果、次のように分類することができた。 「縁起」の主な登場人物について、それぞれ叙述内容より分類した

【第一グループ】:藤原盛継、足利義満、「平五大夫国継

【第二グループ】:小野篁、アショーカ王、諸葛亮孔明、行基

【第三グループ】:「賢快」、「西琳寺長老」、「保寿菴貞西堂」、

畠山

基国

【第四グループ】:「通玄東堂」

り、「縁起」の核となる人物である。【第二グループ】には は できなかった「通玄東堂」という人物について分類した。「通玄東堂! プに分類した。【第四グループ】は前の三グループのいずれにも分類 るように簡潔な修飾語のみで説明されている人物についてこのグルー 寺長老」というように、どのような人物か縁起の読み手にも理解でき である。 付けとして登場する有名人であり、 に登場した歴史上の著名な人物を分類した。これらの人物は縁起の箔 必要とはしないグループである。【第三グループ】は 【第一グループ】は「縁起」内において詳細な記述がある人物であ 「縁起」内において(第六条)・(第八条)の二ヶ所に登場し、 縁起の本筋には関係ないが、「供養会導師」を勤めた 縁起の読み手に対する説明は特に 「縁起」 「縁起」中 の脇役 「西琳

か。 簡潔な説明すらなされてはいない。これは何を意味しているのだろう 重要な役割を果たしているにも関わらず、【第三グループ】のような まける重要な人物といえよう。しかし、「通玄東堂」は常光寺創建に 蔵像の寄進をおこなっている願主である。「通玄東堂」は「縁起」に

は次に、「通玄東堂」という人物について考察する。明不要であった人物であり、著名な人物であったことになる。それでり、「通玄東堂」は応永年間頃の縁起の読み手となる人々にとって説年(一四〇八)頃まで「縁起」が用いられていたことになる。つま仮定するならば、応永六年以降より義満の諡号が用いられる応永十五仮定するならば、応永六年以降より義満の諡号が用いられる応永十五

# 二、「通玄東堂」について

している。 世解されてきたが、これらの理解は「東堂」という語句の解釈に起因 調査報告書(目録)』(以下、『調査報告書』と記す)では禅僧として 調査報告書(目録)』(以下、『調査報告書』と記す)では禅僧として では常光寺の住職として、『大阪府 八尾市内寺院古文書

市史』は「通玄東堂」の「東堂」をその寺の前住として捉え、「通玄」を東堂、他山の前住を西堂と呼称するようになったとされる。『八尾を収容する施設として西堂が成立した。そこから転じてその寺の前住を収容する施設として東堂、他山の前住持の任期や定員が定められたことが要因とな東堂とは、元々退院した禅刹の住持を収容する別寮のことをさす。

う人物名についてはより慎重に検討する必要があろう。寺院ではないという指摘についても考えるならば、「通玄東堂」とい書』では禅僧と推測するにとどまっており、創建当初の常光寺が禅宗という名の常光寺前住と解釈したとおもわれる。しかし、『調査報告

次の史料は貞治六年(一三六七)の足利義詮御内書である(傍線部室町前期にかけての史料より、東堂の用例を確認したい。この問題を考える上で、常光寺創建と同時期である南北朝後期から

先日高麗消息上處、為1外国披見1不足覚候、僧祿二字可11添給1候

也、恐々敬白、

は筆者)。

六月七日

義詮(花押

## 天龍寺東堂

ている。
書では、自ら「天龍東堂比丘妙葩」と寺の字を省略する形が用いられ書では、自ら「天龍東堂比丘妙葩」と寺の字を省略する形が用いられ堂」と記載されている。また『應菴和尚語録』や『無準和尚語録』奥傍線部にあるように、天龍寺前住であった春屋妙葩は「天龍寺東

当であると考えられる。

では、通玄寺東堂とはどのような人物に比定できるのだろうか。通

次の史料は通玄寺旧蔵の春屋妙葩書状である。 みえる通玄寺仏殿経始会の記事よりこの頃建立されたと考えられる。 あった。『空華日用工夫略集』康暦二年(一三八〇)十二月八日条にあり、智泉聖通(一三〇九~一三八八)という尼僧が建立した寺院で玄寺はかつて高倉通三条上ル西側にあったとされる禅宗寺院の尼寺で玄寺はかつて高倉通三条上ル西側にあったとされる禅宗寺院の尼寺で

して候おまいらせ候あなかしくまいらせ候すいふんひさうまいらせ候すいふんひさう を 蔵 ご

天龍住持妙葩(花押)

永徳二年六月三日

通玄寺東堂侍者御中

永徳二年(一三八二)時点で通玄寺には東堂が置かれ、開基であっ る人物として智泉聖通が考えられるのである。 年(一三八五)にも智泉聖通は「東堂老尼」として記されており、常 大寺創建と同時期に通玄寺東堂なる人物が存在していたことは確実で が高されていたことがうかがえる。至徳二 を対して記されており、常 の人物として智泉聖通が選玄寺東堂と呼称されていたことがうかがえる。至徳二

# 三、「通玄東堂」と足利義満

えられるのであろうか。 た智泉聖通に比定したが、智泉聖通と常光寺にはどのような接点が考た智泉聖通に比定したが、智泉聖通と常光寺にはどのような接点が考が節では、「縁起」中の「通玄東堂」なる人物を通玄寺東堂であっ

十三回忌において、天龍寺住持大愚性智が述べた法語の一節である。 次の史料は、応永二十七年(一四二〇)におこなわれた智泉聖通三

日,、必念;地蔵尊號;、凡一万返以為;其常;云々。命\_工彫;,刻佛菩薩形容毎日一軀;、終身不¸怠、又逢;,月之廿四

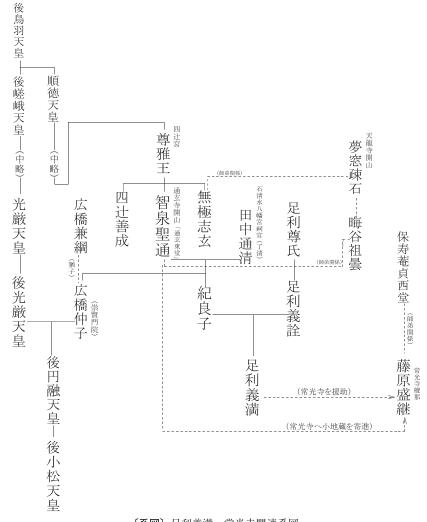
この史料によれば、智泉聖通は熱心な地蔵信仰者であったことがうがえる。「縁起」(第六条)にみえる「彫工之小地蔵」を「通玄東堂」が数体寄進した記述との類似性も認められよう。また至徳二年堂」が数体寄進した記述との類似性も認められよう。また至徳二年堂」が数体寄進した記述との類似性も認められよう。また至徳二年堂」が数体寄進した記述との類似性も認められよう。また至徳二年堂」が数体寄進した記述との類似性も認められよう。また至徳二年堂」が数体寄進した記述との類似性も認められよう。また至徳二年堂」が数体寄進したのは、「縁起」(序文)・(第八条)より至いたついて時系列に整理すると〔表2〕のようになる。智泉聖通が常係について時系列に整理すると〔表2〕のようになる。智泉聖通が常係について時系列に整理すると〔表2〕のようになる。智泉聖通が常について時系列に整理すると〔表2〕のようになる。智泉聖通が常について時系列に整理すると〔表2〕のようになる。智泉聖通が常について時系列に整理すると〔表2〕のようになる。智泉聖通が常徳について時系列に整理すると〔表2〕のようになる。智泉聖通と常光寺との間にはこうした地蔵信仰が接点として存在していたのであった。

智泉聖通・足利義満・常光寺(檀那藤原盛継)の関係を示した。〔系図〕足利義満・常光寺関連系図(以下、〔系図〕と記す)においてあるが、その要因を理解するには実は智泉聖通の血縁が重要となる。さて、足利義満によっておこなわれた常光寺への題額寄進・参詣で

とおもわれる人物のみを記した。それが紀良子と広橋仲子の姉妹であでいる。〔系図〕では、通清との間に生まれた子供の中について重要後に石清水八幡宮祠官家の善法寺通清(改名後:了清)のもとへ嫁い智泉聖通は順徳天皇の末裔である四辻宮尊雅王の娘として生まれ、

[表 2] 智泉聖通·常光寺関連年表

和暦	西暦	内容
康暦年間	1379~81	通玄寺創建。
至徳二年二月	1385	智泉聖通が病を患う。
至徳二年夏頃	"	常光寺の地蔵が有名となる。
至徳三年二月	1386	新地蔵堂建立。
同年 十一月	"	小地蔵堂の本尊であった地蔵菩薩像が新地蔵堂へ移される(安座式)。
至徳三年頃	"	智泉聖通が小地蔵堂へ地蔵像を寄進。
嘉慶二年頃	1388	常光寺塔婆の造塔が計画される。願主智泉聖通は一旦小地蔵堂寄進した地蔵像 を塔婆本尊にすることを希望。
嘉慶二年十一月	"	智泉聖通、入滅。
康応元年八月	1389	常光寺塔婆上棟。



[**系図**] 足利義満·常光寺関連系図

る。 叙述が非常に簡潔であった要因には、「縁起」成立時点 との間に緒仁親王(後円融天皇)をもうけた。 ないほど有名な人物であったことが考えられるのである。 あたる人物であった。「縁起」における「通玄東堂」智泉聖通の人物 れぞれ公武の頂点に立つ権力者足利義満・後円融天皇二人の外祖母に 紀良子は足利義詮との間に義満をもうけ、 の原本成立時点)において、読み手に対する説明を必要とし つまり、 広橋仲子は後光厳天皇 智泉聖通はそ (もしくは

相応しいよう威容を整えようとする狙いがあったと考えられよう。 寺への題額寄進や康応元年(一三八九)十月の参詣は、自身の外祖母 である智泉聖通の一周忌に備え、権力者の祖母が信仰した寺院として なった人物が 足利義満と常光寺には血縁を介した接点が存在しており、その鍵と 「通玄東堂」の智泉聖通であった。 足利義満による常光

## 四、 畠山基国と常光寺

信仰・ 常光寺との関係の背景には、外祖母の信仰及び血縁の介在があったこ 常光寺及び地蔵信仰の発展と当時の政治状況との密接な関係について なった関係を有していたのが河内国守護畠山基国である。 本節では、 とが明らかになった。しかし、こうした権力者による常光寺の保護は 様相が解明されることで、 前述したように、足利義満の外祖母智泉聖通による常光寺地蔵信仰 血縁のみによって理解されるべきではない。 「縁起」に象徴的に記される足利義満と 信仰・血縁とは異

続ける領国であった。その中心人物となったのが楠木正儀である。一 北朝期の河内国は、 楠木氏を中心とした南朝勢力が根強く活動を

寺

ŋ 中 頼之が康暦の政変で失脚すると、幕府内での立場を失ったとみられ、 時は幕府に帰参した正儀であったが、 保障のもと体制下に組み込もうとしたことが明らかになってはい 畠山基国であった。基国の河内国支配については、 永徳二年(一三八二)に南朝へ復帰する。この正儀の南朝復帰によ 史料的制約から依然として不明な部分も多い。 南朝勢力を駆逐すべく河内国平定に投入されたのが幕府側の守護 河内国内では南朝勢力の動きが活発となる。このような状況の 正儀の支持者であった管領細川 河内国人層を知行

状 め る。 は前述した血縁の存在のみならず、 れていたことが確認できる。 あたり東高野街道を重視していたとみられる。 る寺院が何れも至徳二年~康応二年(一三八五~九〇)に基国によっ 現に常光寺をはじめとして、通法寺や仏眼寺など東高野街道沿いにあ 要であり、千早・赤坂城を拠点とする楠木氏の南河内進出を抑えるた 結ぶ交通の要衝付近に常光寺が所在していたことは注意すべきであ いたのであろうか。それについて考える際、東高野街道と八尾街道を て創建・造営・保護されていることから、基国は河内国を経営するに 主要路として往来に利用されていた。 このような基国による領国支配は常光寺保護とどのように関係して 発展はこうした基国の方針と無関係ではなかった。至徳四年の仏眼 への足利義満寄進状に「依 東高野街道の制圧は基国の河内平定に重要な意味をもっていた。 如、件」と記されており、 第一章の高野参詣記録でみたように南北朝後期には東高野街道が 義満の常光寺への寄進・参詣した要因に 仏眼寺の保護には基国の意向が反映さ 島山右衛門佐基国執申 基国による領国支配の思惑も介在 東高野街道は軍事道としても重 街道沿いの寺院の創建 所 寄付 之

していたと考えられよう。

常光寺とそれに付随する地蔵信仰の保護という基国の方針は、藤原常光寺とそれに付随する地蔵信仰の保護という基国の方針は、展心の掌握といった意味合いも推定され、領国支配の一端とした地蔵信仰が利用された側面があったといえる。地蔵信仰とは別に守て地蔵信仰が利用された側面があったといえる。地蔵信仰とは別に守い蔵信仰が利用された側面があったといえる。地蔵信仰とは別に守に、民心の掌握といったといえる。地蔵信仰の常護という基国の方針は、藤原があろう。

## おわりに

めてまとめておきたい。の関係について明らかにした。これまで述べた本稿での考察をあらたと地蔵信仰を考察することで、地蔵信仰を介した常光寺と中央権力と以上、限られた史料の中ではあるが、創建期における常光寺の様相

の高い史料であったことを確認した。ていた「縁起」についても、当該期の史料と符号する点から、信憑性を確認することができた。史料の残存状況からその内容が疑問視されすることができなかった。しかし、今回寺外の史料より常光寺の創建するこれまで寺内の史料のみでしか創建期における常光寺の様子は確認

基国による保護、常光寺上棟式に関わった河内国守護周辺、高野参詣とがうかがえた。地蔵信仰が有名となる契機となった河内国守護畠山することで、常光寺地蔵の名声が中央権力の間に広く浸透していたこまた、信用に足る史料として確認できた「縁起」の内容を再度分析

た。 智泉聖通、 がおおきかったようにおもわれる。それ故に中世段階で狂言の題材と そして創建期に中央権力と結びついて地蔵信仰が広く喧伝されたこと に重要なものであり、その後の常光寺と中央権力との関係を決定づけ による河内国支配方針は、将軍義満が寄進・参詣した要因として非常 義満の外祖母であった智泉聖通による常光寺地蔵への信仰、 周辺の人々は地蔵信仰を介して常光寺と密接に関係していた。特に、 の巡礼地として訪れた真言密教僧、 なるなど、地蔵信仰は風化せずに生き続けてきたのである。 常光寺と八尾城に関する問題など、 常光寺が中世を通じて「なたかき地蔵」として存続した背景に 律宗との関係から地蔵信仰が醸成されやすい地域であったこと、 常光寺の整備に努めた将軍足利義満など、中央権力とその 常光寺地蔵を信奉した通玄寺東堂 中世の八尾と常光寺を考える上 守護基国

については今後の課題としたい。で重要な問題については本稿では触れることができなかった。これら常光寺と八尾城に関する問題など、中世の八尾と常光寺を考える上

## 注

- (1) 「海龍王寺文書」海龍王寺僧等申状案 (『鎌倉遺文』六二五六号)。
- (2) 『大乗院寺社雑事記』明応二年五月二日条。
- 八六号、二〇〇三年)。(3) 小谷利明「八尾・久宝寺地域における都市形成」(『ヒストリア』一
- 易でないことから本稿末尾に掲載している。文言については八尾市俗資料館、二〇〇一年)に収録されてはいるが、いずれも入手が容図録『寺院と神社の成り立ち―寺社縁起の世界―』(八尾市立歴史民(5) 「常光寺縁起」は『八尾市史』(史料編、八尾市役所、一九六〇年)、

立歴史民俗資料館蔵写真帳をもとに修正した箇所がある。

- (7) 前註(4)。
- 調查報告書(目録)』、一九九一年)。 (8) 「常光寺文書概説」(八尾市教育委員会『大阪府八尾市内寺院古文書
- (6)『八尾市史』史料編に掲載されている。 した中世年記をもつ「常光寺縁起」・嘉慶二年の常光寺蔵鰐口の他にした中世年記をもつ「常光寺縁起」・嘉慶二年の常光寺蔵鰐口の他に(9) 創建期の常光寺の様子が記されている常光寺蔵の中世史料は、前述
- (10) 前註(4)、(8)。
- の精華―』、二〇〇三年)参照。 史と美術」(東寺宝物館編『東寺観智院の歴史と美術―名宝の美聖教史と美術」(東寺宝物館編『東寺観智院の歴史と美術―名宝の美聖教の歴史については、新見康子「観智院の歴
- (12) 『大日本史料』第六編之六、九八二頁。
- 紙背文書影印』、一九八六年)を参照した。「観智院賢宝日記(具注暦)釈文」(東宝記刊行会編『国宝東宝記(3) 賢宝日記の概要・釈文については、山本信吉・橋本初子「解説」・
- 号、前註(15)参照。 号、前註(15)参照。 東寺百合文書」丙箱 第三分冊 第一九
- (15) 本稿末尾史料「常光寺縁起」(序文)。
- (16) 京都大学附属図書館所蔵 平松文庫本『東寺塔供養記』(京都大学電index.html])。

26

- (17) 『大日本古文書 醍醐寺文書之六』一二六九号。
- (18) 詳細については不明。摂津国島上郡奈佐原荘岡本にあった吉祥寺か。
- 編之二四、一六一・一九二頁)。また自身も、善法律寺などの律宗寺が「教相之師」であり、印可伝授も受けている(『大日本史料』第六(19) 賢宝の師杲宝は律宗寺院であった生馬山大聖竹林寺の住持教覚上人

- 一六四頁)。 宗との関係が想定される人物である(『大日本史料』第六編之三九、院と交流している(「賢宝日記」至徳二年五月六日条等)。深誉も律
- 頭・巻末部分)も参照されたい。前註(4)、(8)。巻末に掲載した〔図版〕「常光寺縁起」写真(巻

20

21

- る。 「衆徒」は吉野大衆と呼ばれた金峯山寺衆徒を指すものと考えられ「衆徒」が南北両朝のどちらを指すのかについては判然としない。
- 公家社会内の位階である五位が授けられたと想定される。

 $\widehat{22}$ 

- (23) 「保寿菴」については不明である。
- (4) 「縁起」(第七条)部分にある「制草之上、露点字」鮮、入本之内、風勢無、盡」という文を参考にしており、「縁起」の作成(もし中、風勢無、盡」という文を参考にしており、「縁起」の作成(もし中、風勢無、 という一文は、平安期成立の例文集『朝野群載』巻第三くは「縁起」(第七条)部分にある「制草之上、露点字」鮮、入本之内、風たとみられる。
- (25) 「縁起」には文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、(第四条)の「律扉」部分も同様である。「扉」とは明らかであり、文脈よりこれが「扉」ではなく「衆」を指すことは明らかであり、文脈よりこれが「扉」ではなく「衆」を指すことは明らかであり、文脈よりこれが「扉」ではなく「衆」を記されているが、前後の僧衆」として「東山摂取院律扉十二人」と記されているが、前後の僧衆」として「東山摂取院律扉十二人」と記されているが、第次脈よりには文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、(第二人) 「縁起」には文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、(第二人) 「縁起」には文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、(第二人) 「縁起」には文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、(第二人) 「縁起」には文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、(第二人) 「縁起」には文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、(第二人) 「縁起」には文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、(第二人) 「縁起」には、1000円にある。
- 年)、羽曳野市史編纂委員会編『羽曳野市史』(第一巻、本文編1、寺を通して―」(同『日本中世社会と寺院』清文堂出版、二〇〇四記』、大石雅章「興福寺大乗院門跡と律宗寺院―とくに律宗寺院大安記』、大石雅章「興福寺大乗院門跡と律宗寺院―とくに律宗寺院大安団と律僧集団が寺内に並存していた状況は他寺院でも確認できる。団と律僧集団が寺内に並存していた状況は他寺院でも確認できる。

- 号、二○○四年)、前註(4)論文を参照。
  「史料紹介 円覚上人導御の『持斎念仏人数目録』」(『古文書研究』 58 「史料紹介 円覚上人導御の『持斎念仏人数目録』」(『古文書研究』 58 「中世律宗寺院と 民衆』吉川弘文館、一九八七年)、井上幸治一九九七年)七八二~七九一頁参照(執筆者:大石雅章)。
- 明である。(28) 律僧集団が顕密僧集団を圧倒するに至った過程や要因については不
- (29) 『東金堂細々要記』 康暦元年正月十七日条。
- (30) 『後深心院関白記』 康暦元年五月廿五日条。
- (31)「初日山常光寺無尽燈化疏」(八尾市立歴史民俗資料館架蔵写真帳)。
- 君臨した室町将軍―』(中央公論新社、二〇一二年)。報三田中世史研究』12、二〇〇五年)、小川剛生『足利義満―公武に(32) 高橋典幸「任右大将と『吾妻鏡』―『吾妻鏡』受容の一背景」(『年
- 閣出版、一九九九年)。(33) 八木聖弥「『太平記』と地蔵信仰」(同『太平記的世界の研究』思文
- (3) 「常光寺文書」(『八尾市史』史料編、八尾市役所、一九六○年)。
- 閣出版、一九八八年)。(35) 玉村竹二「五山叢林の塔頭について」(『日本禅宗史論集』上、思文
- 版、二〇〇〇年)。 (36) 一四一号文書 (鹿王院文書研究会編『鹿王院文書の研究』思文閣出
- (37) 『大日本史料』第六編之三三、一〇九頁。
- (38) 通玄寺及び智泉聖通については、飛鳥井慈孝編『通玄寺史』(笠間書の一〇年)を参照。
- (39) 前註(39) 『高僧と袈裟』、二六六頁。
- (40) 『空華日用工夫略集』至徳二年二月二日条。
- (41) 飛鳥井慈孝編『通玄寺史』(笠間書院、一九七八年)。

- (42) 前註 (41)。
- 九一一頁。(4)「塔婆造営日記」(五條市史編集委員会編『五條市史』一九八七年)
- を参照。 基国と常光寺との関係については、「縁起」(序文)及び(第一条)
- 前註(27)『羽曳野市史』八二六~八三〇頁(執筆者:川岡勉)。

45

 $\widehat{44}$ 

46

- 『諸寺文書纂』所収〕)。

  『諸寺文書纂』所収〕)。

  『祖法寺記』〔彰考館文庫所蔵謄写本
  「年に整備が開始されている(『通法寺記』〔彰考館文庫所蔵謄写本
  「本に整備が開始されている(『通法寺記』〔彰考館文庫所蔵[羽曳野進をうけている(渡辺忠男氏所蔵「仏眼寺文書」〔川岡勉編『羽曳野常光寺では至徳二年に領地寄
- 寺蔵 西笑和尚文案』思文閣出版、二○○七年)。 (47) 二○八号文書(伊藤真昭·上田純一·原田正俊·秋宗康子編『相回
- 一九九八年)。 (48) 「ざひ人」(内山弘編『天正狂言本 本文・総索引・研究』笠間書院:
- 要害の跡地であったという推定も成り立つのではないか。 の境界を示すものはなかったとおもわれる。しかし、至徳三年段階の境界を示すものはなかったとおもわれる。しかし、至徳三年段階の境界を示すものはなかったとおもわれる。しかし、至徳三年段階の境界を示すものはなかったとおもわれる。しかし、至徳三年段階の境界という推定を成り立つのではないか。

常光寺御住職片岡英俊氏にご快諾いただいた。記して感謝の意を表したい。種々便宜をはかっていただいた。また、「常光寺縁起」写真掲載に関して、〔付記〕史料閲覧にあたっては、八尾市立歴史民俗資料館館長小谷利明氏に

(関西大学アジア文化研究センターRA (関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)

200 或小村 香 色鹙尾墜而在砌夕月獨排孤燈之光後商已來燒常信以等觀大感覺與而無麻朝霧僅侵香烟之 層濃也三十二相姿歷然了哀悉含粒仰面月多 寫手目遠 有齊夢旁多愈始 委 盖夏之比當 庄之守議合 大夫令行頭 破之修理粗補大概之類毀手足供给以過止身 餘 息 堂他水流以右亦泉福寺松風闻西後 萬来動施方在園分場三宮欽仰了台灣適寺奇 當寺者何州勝絕之如藍木代無幾之點颠的也 供犯機燈明唱寶陽心中發頭人更不知于今 , 消劈眼運罪露不结女越蘇原盛純壯年之此, 溪也三十二相姿歷松了哀惠含核仰面月多雲 者左傳日弘仁聖朝小野堂自手剣他藏六船 表邊有一草堂安置地藏菩薩布等此也依惟如 楊悉不可得而稱事尋往因即有 也藏命大文即時半愈是奇特之始也復至德 無 作 布于日本一则 四是其隨一也 貨就該非權 年也皆作在然刻之內營是於世粉前斷加 歌無偽喉前有 一不 中之 看争有以頭應即半千歲之勢不行了忍辱 七月十二日奉為報賽有奏記之事於馬卿 朝家安全之御 聖子時康曆元年春之候鄉內多種病 吉高為惠或身上之中夫英難随分新 近共絕歌 新泉新堂鐘磬不衛絕南面 初仍别分領地承被附于當 寺安於小野相公之彫刻等 國 无隐亦及諸 郑姓的 一靈廟左則名 有耕此耕 者

大夫盛絕者當 公年七月十五日到商魔等身之形像勘進主八尾東 全年七月十四日造五路室一字矣 悉永五年成風四月 應水二年 如月 造至楼門築地矢之經營也仍以後修造 備左炳惠 門許拿馬之禮一身之荣幸餘分矣生候之望亦足失 所地藏致信心而日々香華夜了燈明敢鱼懈若命家人 大夫國能有自至德之 平五大夫國絕就 餘改石諱今明有依為御所等号又改之名明有也明德 裏通日增氣力削減之後卷于保存若 貝面堂授衣 安部而任籌等廻珠商多符合故 公家下大夫之官武 继性鈍能一久不通出圖子令旨之臭意不存達曲口不犯 看燈数城盛往供给則清明也依私與真之由租披露 父子相談造营皆成盛徒 元年候八月十四日春 右常光寺绿起應承六七辰正月二十四日記之 西信禅門子 且四月一日鑄度二尺七寸之為 庄鄉民新治西鄉高田堂住人也自 秋六十四而歸舜已當寺檀那 日日 40 也 改 腹 明德 門前 胡 之造切 之末随 橋 看 徒 鐘 盛 國 造 纬 継 五鐘 身 學 附

[図版]「常光寺縁起」写真(巻頭・巻末部分)

## 常光寺縁起

字・誤記などの場合は、右傍に〔 〕と正字を付した。 ※句読点は原本にはないが、 、全て( )で示した。 すべて (、) に統一して適宜付した。 人名の考証な 誤

## 表) 「河州八尾初日山常光禅寺縁起

功、、 - 地蔵尊之縁起一軸当今東郷西信禅門之苗孫和久荷木老人因 旧 月廿四日 縁 伏願拝覧之士共結,菩提因,、 再為:[繕修]、 永護 将来 以欲」誓 維時宝永第二龍集乙酉十 |現当世||不」朽||其

夫当寺者河州勝絶之伽藍、(序文) 本一州 信 堂 翰遍寺奇特揭焉、 半千歳之勢不」朽兮忍辱膚濃也、 前有二新泉新堂」鐘磬不 池水流払、 此尊観、 妄雲早消、 |安||於小野相公之彫刻尊像|、 伏惟此像者老伝曰弘仁聖朝小野篁自手刻地蔵六軀流,布于日 此是其随一也、 夫鳳甍傾而無 右亦泉福寺松風聞、 拝 不」可」得而称::|粤尋:|往因:、 眼蓮 |断絶|、南面花表辺有||一草堂| 貴哉、 末代無雙之霊験所也、 罪露不」結矣、 扉 三十二相姿歴然兮哀悲含」粧 誠非 朝霧僅侵 万乗勅施兮庄園分堺三宮欽仰兮台 西後有 |権者所作||者争有 越』藤原盛継壮年之比」、常 耕畝耕田 |香烟之色|、 即有二一霊廟、 為 安 □鳥獣無」渇 朝家安全之御 鴛瓦墜而在 置地蔵菩薩 ||此霊応 左則若宮 耶 喉 面

> 其大綱 漸加 之印 巿 始初、 中発願人更不」知于今卅余年也、 砌、 堂。奉。安彼古仏之霊像。、 之随器、 陋・孿蹵之輩快;起居;、 参詣之事,、於焉郷民驚,耳目,遠近共謳,歌 徳二季孟夏之比当庄之守護命大夫令¸析;頭風,、七日七宿霊夢旁多癒 年春之候郷内多,[廬病]帰,[地蔵命]、大夫即時平癒是奇特之始也、 永充二数字梵庭一、 工匠振」斧合:|取刻刷之巧|、於||斯造立地窄|買 余菩薩誤与;利物,而帰;無為之都,、因,兹諸衆担 之陰間現喜見城之摩頂挙世多処大士者疑譲 之吉凶病患、 |美名|、菩薩加| 日々奇特雖,旧耳,人々霊験猶新,心肝,、凡大夫帰,地蔵,、 夕月独排 |将来必有||魚魯之疑 一小破之修理 仍割二分領地 百余条別 経云或現 或身上之中夭災難、 孤燈之光従 遂以,至徳三年丙寅二月二十八日 盛継、 粗補二大概之頹毀」、手足供給以竭二生身一、 |居士身||或現||商人身|、 |伝炳 | 焉也、 永被」附二于当寺」、 歟、 聾盲瘖瘂之族語+清濁」、 未」越二一年功成」矣、 爾、 亦霊仏之振威神唯恐」如二影与形一、 仍録二小分一備二大躰縁起 已来焼香供花、 方今蓼雚之露底霑能引導之接足松栢 皆乍」在二念劇之内一営是於 随分祈請無」一」不」契、 同七月廿二日奉」為 化儀 蓋謂」之歟、自余奇特撰 国無」隠、 議云若当時不」留 挑 得新堂 金銀銀 而閉,真如之枢,、諸 雲集霧集成 - 燈明 建 趣蓋如 一円之地 |企||土木之構 立十間四面之 唱 亦及上諸邦矬 于時康曆元 宝号」、心 世務前 報賽一有 始似. 或家中 則験者 ょ堵 復至 成 水 領

流

一、至徳三年十月十日上棟也、(第一条) 大夫盛継者擎一幣帛 固郭外、 口同音嘆」善哉、 寺僧羅 緇素之群集溢 |列堂内|、 \_ 拝 |心中之祈願|、 鍛冶番匠者束带、 国方構 言寺外 、 此時一会不」覚 ||桟敷||、 青鳬飛ℷ如 庭上刷 諸権門引馬、 |雨堆 流淚 上棟之威儀 一于堂内如 兵士警 諸人異

乢 末代嘉例上古所 未 聞

厳儀、 引雇行 儀在眼天上人間之感不」可」望 験 而再想。帰正法之昔一、当此時者強勿悪人間之不信、 下陪従捧 抱 者也、 |古像|奉\移||于新殿 至徳三年十一月八日卯時安座也、先人長前駈伶人奏楽寺僧十二口 何況池水和二鐘皷之声一、 私記制二五段 ||香華|、先敬信供蘇合一部奏||万秋楽之曲|、 観夫深更雲収省従 列二立於縁道 | 述||安坐| 之事由賢快粤諸人意趣以\_為||如来更出世 |矣、東西両郷耆老調 突鉢誦讃盛継一人頂 ||其席||也 満月之尊容 安』煩悩之熱」、 明鏡含 百味、 烏冠 松風入琴瑟之曲九品之 燈訝 須」庶」幾仏界之有 扈 以二伝供」貴賤上 奉」備」迎」仏之 ||従本尊 拱 衆星之本 木師

蘩之饌 一、鎮守殿者勧請二社也、(第三条) 照秋夜也、 徒 之風」造社之功不」経」年、 伐 | 榊葉 、 |扇||粉楡之光|、致||如在之礼|成||遷宮之儀|、於戱皎壁丹楹之(@) [ช] 染出、無弐心之水、、吟、龍嘯、虎之時霞簷也、 崇神鏡、至徳三年九月十七日寅時奉」移山当寺」、 而早成 吉野子守・勝手社也、 |鎮護之威光|、不日以厳重也、 于時奏二公家 梳..成遍法界 奠 語 蘋 衆

一、阿弥陀堂者根本新堂寺也、(第四条) 十 二 口 秘蔵 新堂寺仏閣供職幷寺領田園等、 勤行職而由 念仏誦経 而 樂地 三密開」門、 亦補 析|九品果|、中古以来常願寺僧排 が斯也、 挽 |任東西両郷之釈衆 |、 |堂舎|今遷||本堂之南是|也、 茲時当寺雖 悉以 尋」元者八尾正道昼夜勤行六時不 |草創之志|、 |買得|常光寺訖、 地蔵菩薩阿弥陀堂両寺朝夕不断 都無,造営之地 : 律 扉® 又分一彼六供職 而五篇守」真叩 券契亦明鏡也 新 然間彼 成此 怠

> 一、第三冥官安心地蔵右辺(第五条)(小野篁) 小野篁、 大士也、 堪難」忍苦,患遊娑婆之時、相公自刻,薩埵之聖容 智互融定惠兼備、 素訶猶接二慈悲之足一、 判言業自得之道理」、 謂 一之閻王一・ 顕 閻魔・宗帝者等流変化垂」権、 |天上|号||明星天子|也、 宗帝帰本也、 故故安 凡在 摂物利生無止主伴有」約1 此内堂 事、 謂 |黄壊||之日宗帝自」承 一之曼珠 夫 地 蔵 也 彼 也、 冥断罪地官也、 二大士共居,第三第五之尊位 文殊則入重玄門薩埵娑婆示現 抑此菩薩現 黄泉 施 閻王之勅言 単 大慈悲之化用 地蔵之垂迹也 並 人間 念怒之肩 宥 難

一、塔婆者諸仏妙体衆生色心也、(第六条) 最勝 此寺神偉、 納数躰、 持国為、脇侍、矣、 退仏界猶貴」之、人天不、帰依、乎、依」之十方戮力、諸人贔屓也、 鉄塔開, 廿万頌之唄葉涌出, 宝塔分, 二仏, 、並坐之威光皆是仰 風。聞釈提桓因 元己巳八月十七日造, 基塔婆,賁,,七珎奇塊,、地蔵薩埵為 嘆 |善根広大|、故四天大王発||護持之誓願||諸天善神羿影向之不 彫工之小地蔵、 寄川進吾彼仏像」、 |建||三千妙塔||焉、 此本尊通玄東堂懇丹且主新 為」抽二一生瞻仰之志」、 即為言塔婆本尊言矣 阿育大王立二八万制底」(アショーカ王) 功徳無辺謂」之塔利益殊勝謂 造六道能化之大士。奉 析二一世悉地 別又南天竺之 本尊 功徳之 之、 緬 康応 幢

一、常光寺題額者准三宮台翰也、(第七条) 処、 尽 慣馮 惟征夷大将軍准三宮従一位兼 釈名云常者不退転之名、 除 一大樹之風 |暗偏|明之称也、 越二蜀諸葛亮之昔,幕下顕職者遥二偏建久之往一、 物之奇異懸言号言兮事之大慶顕 光者無辺際之称也、 |行右大将|、 制草之上露点学」鮮入本之内風勢難 官職越二三代 可 謂 題額 常転法輪」之 名望偏四方 矣、 好 伏

之所 界之前掛台筆唐門月久耀細柳営之下縿齡絲鶴椿之風長扇而已、 相府之栄名 公歌也、 |始名藍|快||究仏法 | 者秀||当代之抽賞 康応元年己巳十月廿二日枉 敬..三宝. 、惣和漢之才呂律之曲 者今世也、 花軒 計 是皆人之所 当寺 兼三船 也 知也、 嗚呼伽藍 者此時 世

一、廟所者 蔵、 一、小地蔵堂者根本仏閣也、(第八条) 訖、続作 現一不可思議之神変」越一往代之規模一、 之聖容,、奉」移,此新殿本尊,也、粤通玄東堂慕;此聖跡,、又新造小地 雖」令」送川古跡一、大夫依」奉」重 」覆;|廊字;|又安;|置小地蔵;|幷;|立盛継影像;|、|画図地獄之相矣; 当寺本尊於 御願主之意趣、奉 過二今日之繁昌一、 此堂 \_ 送 五百余歳之星霜 移 故以二彼古作 造塔本尊

## 制底 異迹之化現一、雖一改名代形一本地深奧不」遷、 壇」、是其一也、方卜六町結界四隅起;;十三層之石塔」、 |顕||八万四千之表|、 儀形先後新旧遺像矣、倩以

聖武帝御字行基僧正於

日本一

州霊地

築二十五之廟

中央建

二如法経

本尊安置故事良有由歟

者本堂 一、供養者明徳二年辛未九月廿四日以(第十条) 秘曲、 ·坊舎一字七年造畢、 延…当郷正道為, 一字・塔婆一 日造儀供養行粧不二具述 基・阿弥○堂一宇 ||色衆||、 併」是盛継一 々々三十口修;四箇法 期之経営也、 矣 ・根本地蔵廊廡一字・鎮守一社 ||本尊会日|擬||支干良辰 嘱 西琳寺長老 用 八佾舞左右之 所供養 為

一、大夫盛継者当庄郷民新治西郷高田堂住人也、(第十一条) 致 |信心||而日々香華夜々燈明敢 無 懈 若命家人香燈数減盛継供給 É 壮年比 墓所地蔵

> 明有一、依 矣、 事意不存違曲、 秋六十四而帰寂巳、当寺檀那附 家下二大夫之官 則清明也、 又衰邁日增気力漸減之後参二于保寿菴」貞西堂授二衣鉢 ¸為¡御所尊号¡又改之名明有也、 依」茲契冥之由粗披露継性鈍雖 武門許 口不」犯 ||乗馬之礼|、一身之栄幸余分矣、 三妄語二、 平五大夫国継 而任 籌算 一文不通、 明徳元年庚午八月十四日春 廻 訖 珠満 多 出 生涯之望亦足 | 鬮子 符合 改 令」占之 ||名諱今 故 公

## 炳 焉

談造営皆成、

盛継一期之造功者国継一身之経営也、

仍以後修造備

左 相

大夫国継者自二至徳之初

迄

明徳之末

随

|従盛継

如

影

三父子

一、応永二年乙亥四月造!(第十三条) 立楼門築地 矣

一、応永四年丁丑四月一(第十四条) 日鋳 度二尺七寸之鴻鐘 造 立鐘楼 矣

## -第十

故於

此地

安一彼像

- 乎、

二行基及篁者同本

応永五年戊寅閏四五条) 月一 日 改」渡 門前橋 矣

同年七月廿四日造 |立浴室一字 矣

## 云々、

同年七月廿 五日刻 閻魔等身之形像 勧進主八尾東郷西信禅門

右常光寺縁起応永六己卯辰正月二十四記」之、